

委託番号	104
契約形態	業務委託

仕 様 書

- 1 件 名 受水槽等清掃委託（草加八潮消防組合）
- 2 委託期間 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
- 3 委託場所

番号	対 象 部 名 称	住 所	受水槽	高架水槽	槽 式
(1)	草加消防署（草加八潮消防局含む）	草加市神明二丁目2番2号	6 t	無し	2槽式
(2)	草加消防署西分署	草加市西町108番地2	6 t	無し	2槽式
(3)	草加消防署青柳分署	草加市青柳六丁目23番6号	6 t	2 t (1ヵ所)	1槽式
(4)	草加消防署北分署	草加市清門二丁目1番地43	3 t	無し	1槽式
(5)	八潮消防署（指令センター含む）	八潮市大字鶴ヶ曾根1185番地	11 t	無し	2槽式

- 4 支払方法 業務完了払（年1回払）
（請求は、上記委託場所(1)～(4)と(5)とに分け、(1)～(4)の請求書は草加消防署管理課へ、(5)の請求書は八潮消防署管理課へ送付すること）

5 委託内容

- (1) 点検回数 年1回
- (2) 点検方法

点検は、次の項目を参考に行うこと。

- ア 止水栓を止める。
- イ 揚水ポンプにて、手動で高架水槽を満水にする。
- ウ ポンプの電源スイッチを切る。
- エ ポンプ室、マンホール周囲、マンホールのふた等を清掃する。
- オ 水中ポンプにて、受水槽内の水を排水する。
- カ 受水槽の水を20cm程度残してポンプを止め、その水にて内部の壁、床、天

井等をデッキブラシ等で完全に清掃する。

- キ フート弁、ボールタップ類の点検と清掃、配管の錆落としをする。
- ク 内部の汚水及び沈殿物をポンプにて排水する。
- ケ 作業道具を50PPMの次亜塩素酸ナトリウム溶液にて消毒する。
- コ 内部をきれいな水にて洗い、その水を排水する。これを2～3回繰り返す。
- サ 次亜塩素酸ナトリウム50PPM溶液を散布する。これを2～3回繰り返す。
- シ 止水栓を開き、受水槽に給水を始める。
- ス 高架タンクの給水バルブを閉じる。
- セ ドレインコックを開き水を20cm程残すまで排水する。
- ソ 受水槽と同様の方法にて清掃、消毒する。
- タ 受水槽の水を自動にて高架タンクに上げる。
- チ 給水タンクのバルブを開ける。
- ツ 各階の蛇口を開け通水する。

(3) 業務実施日

施設担当者と協議し、決定すること。

(4) 報告書の提出

業務完了後、速やかに業務完了報告書を担当者に提出すること。

(5) 添付書類

- ア 水道法20条に基づく水質検査機関が発行した、試料水の水質検査結果成績書
- イ 飲料水貯水槽清掃業登録証明書の写し
- ウ 清掃実施職員の腸内細菌検査成績表（赤痢菌・サルモネラ菌・病原性大腸菌）の写し

6 その他

- (1) 業務上知り得た事項を漏らしてはならない。
- (2) 業務完了ごとに速やかに業務完了報告書を提出すること。
- (3) 仕様に疑義が生じた場合は、担当課と協議すること。
- (4) 不当要求行為に関し、次の事項を遵守すること。
 - ア 受注者及び受注者の下請業者が、不当要求行為を受けた場合又は不当要求行為による被害を受けた場合若しくは被害が発生するおそれがある場合は、管理者に報告するとともに、所轄の警察署に通報すること。
 - イ 受注者は、組合及び所轄の警察署と協力し、不当要求行為の排除対策を講じること。

7 問い合わせ先

草加八潮消防組合 草加消防署 管理課
電話 048-924-2116